

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名		汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）に基づき国が設置する汚染廃棄物等の処理施設について、交換処分等があった場合の特例措置の適用を受ける際の簡易証明書制度（公共事業施行者が証明することで足りるとする制度）の対象に追加する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>法に基づく除染等の措置等によって生じる除去土壌等を保管する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等を整備することで、除染の迅速化、仮置場の設置に係る環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、住民が受ける放射線の影響を低減化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中間貯蔵施設等については円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があるところ、本措置により用地交渉を円滑化することが不可欠である。</p>		
今 回	合 性 理	政 策 体 系 に お け る	放射性物質による環境の汚染への対処 ・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

	政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化することにより、中間貯蔵施設等の迅速な整備を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化することにより、中間貯蔵施設等の迅速な整備を図る。
	政策目標の達成状況	現在、中間貯蔵施設等の調査等について関係自治体と協議しているところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置によって、中間貯蔵施設等の用地交渉の円滑化が図られることが可能であり、非常に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 25 年度予算で、中間貯蔵施設等の必要な用地取得費を要求していくこととしている。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	中間貯蔵施設等に必要な用地取得費用については予算要求し、本税制上の特例措置により用地の取得に係る交渉が円滑になることにより、中間貯蔵施設等の設置が推進されることとなる。
	要望の措置の妥当性	中間貯蔵施設等は、地域の関係者等との調整を経て、計画的かつ確実に整備される必要があり、簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、中間貯蔵施設等の設置を達成するための政策手段としての的確であると考えられる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度税制改正大綱において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等に、汚染廃棄物等の処理施設の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合が追加	